

# 社会福祉法人関川村社会福祉協議会 評議員・役員等の費用弁償に関する規程

平成12年 9月27日 施 行  
平成15年12月 9日 改 正  
平成21年 3月26日 改 正  
平成29年 6月14日 改 正

## (目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人関川村社会福祉協議会の業務に伴う評議員、役員、各種委員等に対する費用弁償について定める。

## (業務の種類)

第 2 条 費用弁償を支給する業務は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 評議員会及び理事会への出席
- (2) 監事による定期又は臨時監査
- (3) 各種委員会への出席
- (4) 研修会への参加及び他法人の視察業務
- (5) その他会長が必要と認めた業務

## (費用弁償)

第 3 条 前条(1)、(2)、(3)の業務の場合、会長、常務理事以外の者には、次の表に定める額の費用弁償を行う。

業務の種類	日当	車賃
(1)、(3)	2,000 円	1kmにつき20 円
(2)	4,000 円	1kmにつき20 円

2 前条(4)、(5)の業務の場合は、費用弁償として社会福祉法人関川村社会福祉協議会職員旅費規程（以下「職員旅費規程」という。）を準用して旅費を支給する。

3 2項の規定に関わらず、常務理事以外の者には、費用弁償として出張中の日数に応じ1日あたり4,000円の日当を支給する。

ただし、4時間に満たない場合は、2,000円とする。

## (規程の改廃)

第 4 条 この規程の改廃は、評議員会で行う。

## 附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。